

日本LCA学会選挙管理規則・選挙施行細則

日本LCA学会選挙管理規則

- 第1条 この規則は、日本LCA学会会則（以下「会則」）第17条に基づき、会則第8条1項に規定する総会における会長、副会長、理事及び監事の選任に係る選挙の実施について定める。
- 第2条 会長、副会長、理事及び監事の選任に係る選挙は会則第8条第2項により任期満了における役員選挙において適用される。
- 第3条 会長は、理事会の議を経て選挙管理担当理事および5名以内の選挙管理委員を委嘱する。
2. 選挙管理担当理事および選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 3. 委員長は選挙管理担当理事が務める。
 4. 委員会は選挙に関する事務を行い、選挙の実施に関し疑義を生じた場合はこれを裁定する。
 5. 委員の任期は役員選出終了時までとする。
 6. 選挙管理担当理事および選挙管理委員は、自ら選挙に立候補することはできない。
- 第4条 選挙の実施に関する施行細則は別に定める。
- 第5条 本規則の変更は理事会の承認を必要とする。

附 則

1. 本規則は平成18年9月29日から施行する。
2. 本規則は平成21年3月5日から施行する。

日本LCA学会選挙施行細則

1. 日本LCA学会選挙管理規則第4条に基づき、本細則を定める。
2. 本細則は、総会における会長、副会長、理事及び監事の選任に係る選挙の実施の細目について定める。
3. 会長、副会長、理事及び監事の選任に係る選挙の実施及びその管理は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。
4. 会長、副会長、理事及び監事候補者の選出は以下による。

- ①会長、副会長、理事及び監事の選挙について、正会員に文書又は学会ホームページで公告する。
 - ②選挙への立候補を希望する正会員は、公告に基づき、その立候補区分を明記の上、正会員3名以上の推薦書（書式自由）を添付して、立候補締め切り日までに、委員会に対し、文書（書式自由）で立候補を届け出なければならない。
 - ③正会員は、正会員の中から複数の会長、副会長、理事及び監事候補者を推薦することができる。候補者を推薦しようとする正会員は、公告に基づき、区分を明記の上、立候補締め切り日までに書面（書式自由）により、委員会に対し、候補者を推薦しなければならない。
 - ④委員会は、前項の立候補締め切り日までに3名以上の正会員の推薦を受け立候補した正会員、及び5名以上の正会員より推薦のあった正会員について、会長、副会長、理事及び監事の候補者の名簿を作成し、遅滞なく理事会に送付する。
 - ⑤理事会は、委員会から送付された名簿に基づき、候補者の人数、専門領域、所属機関、経歴等を勘案し、必要と認めた場合は理事会推薦の候補者を選定の上、追加し、候補者本人の了解を得た上でその名簿を委員会に送付するものとする。
5. 会長、副会長、理事及び監事の総会における選出は以下による。
- ①委員会委員長は、総会において前項の名簿を候補者名簿として提案する。
 - ②委員会の提案した候補者名簿に基づき、会長、副会長、理事及び監事の順に、委員会委員長の議事進行により、総会出席者の挙手投票、および予め書面で行われた投票の過半数の賛成を得て、それぞれの役員を選出する。
 - ③挙手投票に依りがたい場合は、委員会委員長の判断により、書面による無記名投票を行うことができる。
6. その他、本細則に定め無き事項については、委員会委員長が決定する。

附 則

1. 本細則は平成18年9月29日から施行する。
2. 平成24年9月13日一部改訂